

津 市 公 報		第 2 1 1 号 平成 2 6 年 1 0 月 6 日
目 次		
津市条例		
津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例		
津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例		
津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例		
津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例		
津市斎場の設置及び管理に関する条例		
津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例		
津市社会福祉事務所設置条例及び津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例		
津市介護保険条例の一部を改正する条例		
津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市共同浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例		
津市規則		
津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則等の一部を改正する規則		
津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則		
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
津市告示		
公示送達		
公示送達		
公示送達		
市道路線の区域変更		
放置自転車等の撤去及び保管		
財政公表		
津都市計画の変更		
津都市計画の変更		
津都市計画の変更		
津都市計画の変更		
津市公告		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
犬の抑留		
犬の抑留		
開発行為に係る工事の完了		
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行		
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会委員選挙に係る当選人		
犬の抑留		
津市教育委員会訓令		
津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程		
津市教育委員会告示		
津市教育委員会の開催		
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。		

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 21 号

津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 21 条）

第 2 章 家庭的保育事業（第 22 条—第 26 条）

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則（第 27 条）

第 2 節 小規模保育事業 A 型（第 28 条—第 30 条）

第 3 節 小規模保育事業 B 型（第 31 条・第 32 条）

第 4 節 小規模保育事業 C 型（第 33 条—第 36 条）

第 4 章 居宅訪問型保育事業（第 37 条—第 41 条）

第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）

第 6 章 雑則（第 49 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、第 10 項第 2 号、第 11

項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲

用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、

その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等について適切に調理業務を遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全

部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続を執ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業者等が備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業者等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 2 1 条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 2 4 条第 6 項の規定による措置に係る市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第 2 2 条 家庭的保育事業は、次条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9 平方メートル（保育する乳幼児が 3 人を超える場合は、9.9 平方メートルに 3 人を超える人数 1 人につき 3.3 平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

(職員)

第 2 3 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第 1 6 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が行う研修

（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」

という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室をいう。以下同じ。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3 階	常用	1 令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 令第 1 2 3 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（同条第 1 項の避難階段においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちのいずれかに至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火

構造の床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者A型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者A型」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び

第26条において「小規模保育事業者B型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型 (設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者C型」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者C型」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育

（設備及び備品等）

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携

する障害児入所施設（法第４２条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第４１条 第２４条から第２６条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第２４条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第２６条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第２５条及び第２６条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第５章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第４２条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第６条の３第１２項第１号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
１人以上５人以下	１人
６人以上７人以下	２人
８人以上１０人以下	３人
１１人以上１５人以下	４人
１６人以上２０人以下	５人
２１人以上２５人以下	６人
２６人以上３０人以下	７人
３１人以上４０人以下	１０人
４１人以上５０人以下	１２人
５１人以上６０人以下	１５人
６１人以上	２０人

（設備の基準）

第４３条 事業所内保育事業（利用定員が２０人以上のものに限る。以下この条、第４５条及び第４６条において「保育所型事業所内保育事業」という。）

を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の避難階段においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 令第123条第2項各号に規定する構造の屋外

		階段
--	--	----

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのうちのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、

施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）

（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

- 4 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

- 5 小規模保育事業C型にあっては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

（調整規定）

- 6 施行日が平成26年10月1日前である場合には、同日の前日までの間における第37条第4号の規定の適用については、同号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とあるのは「母子及び寡婦福祉法」と、「第6条第5項」とあるのは「第6条第4項」とする。

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 22 号

津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 5 条—第 34 条）

第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 4 章 雑則（第 53 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下
「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定
教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの
とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第 21 条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域

型保育をいう。

- (2) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル

に前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子

どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理

由がある場合は、この限りでない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用

教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当

該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）
 - (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項
 - (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
 - (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設

の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法

- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。

以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う

こと。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録等の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる計画等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録
 - (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合に

は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「法第19条第1項第1号」とあるのは「法第19条第1項第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年津市条例第21号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第4

2 条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

- 3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域にお

いて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保

育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録等の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

第4章 雑則

（委任）

第53条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」

とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 3 特定保育所は、本市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。
- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合

においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（利用定員に関する経過措置）

- 6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 23 号

津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第 2 条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 3 条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成

事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めな

ればならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児

童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を

してはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要

な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第 17 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、本市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、本市における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

（保護者との連絡）

第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第 2 1 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第 2 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第 9 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設される放課後児童健全育成事業所について適用する。

3 施行日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間における第 1 0 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 24 号

津市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 3 項及び第 43 条第 1 号並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市の住民で、心身や言語に発達の遅れのある児童を日々保護者の下から通わせ、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練その他児童の発達に必要な支援等を提供するため、支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市児童発達支援センター
- (2) 位置 津市分部 1203 番地

(事業)

第 4 条 支援センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること。
- (4) その他心身や言語に発達の遅れのある児童のために市長が必要と認める

事業

(利用者の範囲)

第5条 支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費の支給に係る児童及びその保護者
- (2) 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給に係る児童及びその保護者
- (3) その他市長が特に必要と認める児童及びその保護者

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援センターの利用を拒むことができる。

- (1) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(利用者負担額)

第7条 支援センターを利用する児童の保護者は、第4条第1号又は第2号に掲げる支援を受けたときは、利用者負担額として、法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額を納付しなければならない。

(利用者負担額の減免)

第8条 市長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、前条の利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(利用の停止)

第9条 市長は、支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援センターの利用を停止するものとする。

- (1) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じて、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、施設及び設備器具の利用を終えたとき、又は利用を停止

されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第 11 条 利用者が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市療育センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 119 号）は、廃止する。

津市斎場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 25 号

津市斎場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 住民の福祉の向上を図るため、斎場を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 いくくしみの杜
- (2) 位置 津市半田 3 2 4 7 番地 2

(施設)

第 4 条 斎場に次に掲げる施設を設けるものとする。

- (1) 火葬炉
- (2) 動物炉
- (3) 霊安室
- (4) 待合室
- (5) 葬儀式場

2 前項に規定するもののほか、斎場に霊柩自動車を設けるものとする。

(斎場の使用)

第 5 条 火葬炉の使用は納棺した遺体、死産児又は産汚物（人体の一部を含む。）に限るものとし、霊柩自動車の使用は遺体に限るものとする。

(指定管理者による管理)

第6条 斎場の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 斎場の使用の許可に関する業務
- (2) 斎場の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い斎場の管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 斎場の管理に係る事業計画書
- (2) 斎場の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 斎場の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 斎場の管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

（事業報告書の作成及び提出）

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 斎場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 斎場の管理に係る経費の収支状況

(3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、斎場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

第14条 斎場を使用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、斎場の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用料)

第15条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を当該使用の後に納付することができる。

(使用料の減免)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者

(2) その他市長が特に必要があると認める者

(使用料の還付)

第 17 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第 18 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第 19 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第 20 条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第 13 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第 21 条 使用者その他斎場を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第 22 条 指定管理者は、斎場の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（焼骨の引取り）

第 23 条 使用者は、指定管理者が指定した日時に、その焼骨を引き取らなければならない。

2 指定管理者は、前項の日時に焼骨の引取りがない場合においては、当該焼骨を処分することができる。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(津市斎場の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 津市斎場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 141 号）は、廃止する。

(指定管理者の指定の特例)

- 3 市長は、最初に斎場の指定管理者を指定する場合においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定した民間事業者を指定するものとする。

別表（第 15 条関係）

単位 円

種別	単位		市内居住者	市外居住者
火葬炉	遺体	大人（12歳以上の者） 1体につき	3,000	60,000
		小人（12歳未満の者） 1体につき	2,500	50,000
	死産児 1体につき		1,900	30,000
	産汚物（人体の一部を含む。） 1個につき		500	12,000
動物炉	30キログラム以上の動物 1体につき		2,000	20,000
	30キログラム未満の動物 1体につき		1,400	14,000
霊安室	1体24時間につき （24時間に満たない時間は、24時間とみなす。）		3,000	10,000
待合室	2室以上使用する場合における2室目以降 1室1回につき （1室のみ使用する場合は、無料とする。）		3,000	9,000
葬儀式場	通夜から告別式まで 1室1回につき （午後4時から翌日の午後3時まで）		80,000	240,000
	通夜のみ 1室1回につき （午後4時から翌日の午前9時まで）		50,000	150,000
	告別式のみ 1室1回につき （午前9時から午後3時まで）		30,000	90,000
霊柩自動車	特別車		18,000	18,000

	1 回につき		
	普通車	9,000	12,000
	1 回につき		
[備考] 1 市内居住者に係る使用料は、遺体にあつては死亡者が死亡時において、死産児にあつては当該死産児の父又は母が死産時において、産汚物（人体の一部を含む。）及び動物にあつては使用者が使用時において、本市の住民基本台帳に記録されている場合又は生活保護法の規定により保護を受けている場合に適用するものとし、その他の場合は市外居住者に係る使用料を適用するものとする。 2 霊柩自動車の使用は、本市の区域内の運行に限るものとする。 3 動物とは、犬、猫等の愛玩動物をいう。			

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 26 号

津市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

津市支所及び出張所設置条例（平成 18 年津市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表津市久居総合支所の項中「津市久居東鷹跡町 246 番地」を「津市久居新町 3006 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

津市社会福祉事務所設置条例及び津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 27 号

津市社会福祉事務所設置条例及び津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

(津市社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第 1 条 津市社会福祉事務所設置条例（平成 18 年津市条例第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 18 年津市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 一人親家庭等の父 法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子で、18 歳未満児を養育しているもの（障害者である者を除く。）をいう。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 28 号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成 18 年津市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 29 号

津市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市久居保健センターの項中「津市久居東鷹跡町 246 番地 津市久居総合支所内」を「津市久居新町 3006 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 30 号

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 4 条から第 11 条までを削る。

第 12 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 4 条とする。

第 13 条の見出しを「（入浴料金）」に改め、同条第 1 項中「浴場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければ」を「入浴料金を納付しなければ」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 5 条とし、第 14 条を第 6 条とする。

第 15 条を削る。

第 16 条中「指定管理者又は」を削り、同条を第 7 条とする。

第 17 条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 8 条とし、第 18 条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 31 号

津市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 3 条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津市美杉八知火葬場	津市美杉町八知 7 6 1 6 番地 2
津市美杉伊勢地火葬場	津市美杉町石名原 2 6 8 0 番地

第 4 条から第 11 条までを削り、第 12 条を第 4 条とする。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 6 条 火葬場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を当該使用の後に納付することができる。

第 14 条を削る。

第 15 条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第 1 号中「場合」を「者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 16 条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」

を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 17 条中「指定管理者」を「市長」に、「使用許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 18 条中「指定管理者又は」を削り、同条を第 10 条とする。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 11 条とし、第 20 条を第 12 条とする。

別表中「第 14 条関係」を「第 6 条関係」に、「利用料金」を「使用料」に改め、「記録されている場合」の次に「又は生活保護法の規定により保護を受けている場合」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の津市火葬場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市火葬場の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 32 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 250 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 32」を「別表第 31」に改める。

第 24 条中「別表第 32」を「別表第 31」に、「別表第 33 から別表第 48 まで」を「別表第 32 から別表第 47 まで」に改める。

別表第 1 ゲートボール場の部津市美杉ゲートボール場の項を削る。

別表第 31 を削り、別表第 32 を別表第 31 とし、別表第 33 から別表第 48 までを 1 表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 39 号

津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則等の一部を改正する規則
(津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則の一部改正)

第 1 条 津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則（平成 18 年津市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成 18 年津市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 4 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」を「第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 40 号

津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（平成 18 年津市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(津市老人福祉法施行取扱規則の一部改正)

第 3 条 津市老人福祉法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
（」に改める。

（津市母子保健法施行取扱規則の一部改正）

第 5 条 津市母子保健法施行取扱規則（平成 2 5 年津市規則第 4 号）の一部を
次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 41 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 2 号様式、第 5 号様式及び第 11 号様式から第 13 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 42 号

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 条」を「第 9 条」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条ただし書中「指定管理者が必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」を「市長が浴場の管理上特に必要があると認めるときは」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「指定管理者又は」を削り、同条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（職員）

第 6 条 浴場に場長を置く。

2 場長は、市民部地域調整室長をもって充てる。

3 浴場に事務長その他必要な職員を置くことができる。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（職務権限）

第 7 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 場長 上司の命を受けて浴場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 事務長 上司の命を受けて浴場における庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(3) その他の職員 上司の命を受けて浴場の事務を処理する。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 43 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 20 年津市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	津市白山ゲートボール場	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	を
	津市白山川口ゲートボール場		
	津市白山倭ゲートボール場		
	津市白山大三ゲートボール場		
	津市美杉ゲートボール場		
」			

「	津市白山ゲートボール場	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	に改める。
	津市白山川口ゲートボール場		
	津市白山倭ゲートボール場		
	津市白山大三ゲートボール場		
」			

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 1 3 号

下記の者の督促状は、あてどころ不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 9 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇	督促状（平成 2 5 年度市 県民税第 3 ・ 4 期）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の督促状は、あてどころ不明のため、送達することができないので、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

津市長 前 葉 泰 幸

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇	督促状（平成２５年度固定資産税都市計画税第３・４期、平成２６年度固定資産税都市計画税第１・２期）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 1 5 号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、あてどころ不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 9 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇	差押調書（謄本）、配当 計算書（謄本）、充当通 知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 1 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 2 5 6 江戸橋上浜町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市上浜町三丁目 97 番 3 地先から 津市上浜町三丁目 97 番 1 地先まで	旧	4.6～5.0	38.2
津市上浜町三丁目 97 番 3 地先から 津市上浜町三丁目 97 番 1 地先まで	新	14.0～30.0	43.0

2 路線名 3 6 2 8 上浜町一身田町第 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市上浜町三丁目 97 番 3 地先から 津市上浜町三丁目 98 番 1 地先まで	旧	4.6～6.7	34.5
津市上浜町三丁目 97 番 3 地先から 津市上浜町三丁目 98 番 1 地先まで	新	6.0～10.0	13.5

津市告示第 2 1 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 9 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 2 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 9 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 9 月 1 0 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 9 月 1 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 9 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 9 月 1 2 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 1 8 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 2 6 年 8 月 3 1 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成26年8月31日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	112,971,323	42,258,369	37.4%	112,971,323	25,884,949	22.9%
モーターボート競走 事業特別会計	40,218,594	16,610,968	41.3%	40,218,594	16,264,204	40.4%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	30,393,542	8,852,454	29.1%	30,393,542	10,457,369	34.4%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	32,499	2,955	9.1%	32,499	5,985	18.4%
介護保険事業 特別会計	25,300,694	8,630,019	34.1%	25,300,694	8,408,067	33.2%
後期高齢者医療事業 特別会計	5,743,622	688,964	12.0%	5,743,622	1,465,583	25.5%
簡易水道事業 特別会計	642,753	41,811	6.5%	642,753	20,241	3.1%
農業集落排水事業 特別会計	566,699	41,030	7.2%	566,699	58,311	10.3%
土地区画整理事業 特別会計	777,831	12,623	1.6%	777,831	138,438	17.8%
下水道事業 特別会計	12,068,689	483,827	4.0%	12,068,689	1,193,048	9.9%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	65,135	43,472	66.7%	65,135	3,452	5.3%
棕本財産区 特別会計	511	5	1.0%	511	0	0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成26年8月31日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	39,634,719	22,078,516	55.7%
2 地 方 譲 与 税	840,201	265,556	31.6%
3 利 子 割 交 付 金	120,000	38,556	32.1%
4 配 当 割 交 付 金	140,000	57,380	41.0%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,860,000	828,088	29.0%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000	130,953	43.7%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	160,000	47,012	29.4%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	46,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	160,000	80,999	50.6%
11 地 方 交 付 税	18,100,000	8,895,954	49.1%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	45,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,915,475	650,722	34.0%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,078,833	905,185	43.5%
15 国 庫 支 出 金	14,429,118	4,584,437	31.8%
16 県 支 出 金	6,152,606	804,316	13.1%
17 財 産 収 入	165,993	190,267	114.6%
18 寄 附 金	3,767	7,524	199.7%
19 繰 入 金	9,101,732	0	0.0%
20 繰 越 金	635,131	2,383,925	375.3%
21 諸 収 入	933,948	308,979	33.1%
22 市 債	15,118,800	0	0.0%
合 計	112,971,323	42,258,369	37.4%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	641,167	301,147	47.0%
2 総 務 費	14,036,162	4,572,653	32.6%
3 民 生 費	36,773,575	10,225,890	27.8%
4 衛 生 費	14,671,702	2,641,629	18.0%
5 労 働 費	58,061	46,767	80.5%
6 農 林 水 産 業 費	2,930,732	399,454	13.6%
7 商 工 費	1,167,555	420,590	36.0%
8 土 木 費	15,167,402	2,013,789	13.3%
9 消 防 費	5,174,754	1,347,725	26.0%
10 教 育 費	11,383,898	3,685,565	32.4%
11 災 害 復 旧 費	272,715	133,511	49.0%
12 公 債 費	10,515,500	40,229	0.4%
13 諸 支 出 金	78,100	56,000	71.7%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	112,971,323	25,884,949	22.9%

3 市債の状況

平成26年8月31日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 会 計 般 計	1 普 通 債	43,145,454	46.5%
	(1) 総 務	7,139,550	7.7%
	(2) 民 生	2,486,656	2.7%
	(3) 衛 生	3,834,321	4.1%
	(4) 農 林 水 産 業	763,367	0.8%
	(5) 商 工	89,444	0.1%
	(6) 土 木	17,040,407	18.4%
	(7) 消 防	1,840,911	2.0%
	(8) 教 育	9,950,798	10.7%
	2 災 害 復 旧 債	432,279	0.4%
	(1) 衛 生	568	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	32,106	0.0%
	(3) 土 木	399,605	0.4%
	3 そ の 他	49,266,485	53.1%
	(1) 臨 時 財 政 対 策 債	45,478,480	49.0%
	(2) そ の 他	3,788,005	4.1%
	計	92,844,218	100.0%
特 会 計 別 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	2,170,631	2.6%
	国 民 健 康 保 険	541	0.0%
	簡 易 水 道	3,907,200	4.6%
	農 業 集 落 排 水	3,862,655	4.6%
	土 地 区 画 整 理	1,544,631	1.8%
	下 水 道	73,020,736	86.2%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	153,584	0.2%
	計	84,659,978	100.0%
合 計		177,504,196	

平成26年8月31日現在 一時借入金 0千円

4 基金の状況

平成26年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	19,122,329
減 債 基 金	1,594,969
職 員 退 職 手 当 基 金	327,505
文 化 振 興 基 金	224,394
国 際 交 流 推 進 基 金	217,409
緑 化 基 金	119,842
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	83,287
ふ る さ と 振 興 基 金	232,841
ま ち づ く り 振 興 基 金	3,809,879
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	7,569
公 共 施 設 整 備 基 金	1,787,442
環 境 対 策 推 進 基 金	267,005
過 疎 地 域 振 興 事 業 基 金	138,962
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	0
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	451,717
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	625,464
椋 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	17,104
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,956
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 施 設 整 備 基 金	653,000
合 計	29,688,674

5 市有財産の状況

平成26年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,377,316千円
自 動 車	749台
建 物	1,143,014.90㎡
土 地	23,455,197.94㎡

*公営企業会計保有分除く

6 市税の負担状況

平成26年8月31日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
65,155 円	市 民 税	151,312 円
56,228 円	固 定 資 産 税	130,580 円
7,504 円	都 市 計 画 税	17,426 円
6,319 円	市 た ば こ 税	14,675 円
1,888 円	軽 自 動 車 税	4,385 円
137 円	入 湯 税	318 円
215 円	そ の 他	499 円
137,446 円	計	319,195 円

※人口284,859人、世帯数122,660世帯（平成26年8月31日現在）にて算出しています。

津市告示第 2 1 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 2 2 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第 2 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
城山一丁目地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 2 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 9 月 3 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
垂水地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市公告第 1 3 7 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

426091601

公 告 日	平成26年9月16日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成26年度営市民香市第1－30号 津市津斎場及び津市香良洲斎場解体工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 半田及び香良洲町 地内					
業 務 概 要	解体 津市津斎場 火葬棟・斎場棟・事務所棟 鉄筋コンクリート造（一部コンクリートブロック造） 平家建 延面積834m2 管理人室棟、車庫、残灰槽及びボイラー室棟、小動物安置室棟 ※上記に係る設計業務委託 一式 津市香良洲斎場 火葬場 鉄筋コンクリート造 平家建 延面積74m2 詰所・寄り場、納骨堂					
期 間	契約締結の日から 平成27年1月30日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント		部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）			
その他要件						
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで				
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100				
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,327,000 円 （税抜き）					
最低制限価格	有					
入札保証金	免除					
契約保証金	免除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

426091602

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成26年度下建第1－3号 桜橋ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託				
工 事 場 所	津市 桜橋三丁目		地内		
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 170m3				
工 期	契約締結の日から 平成26年11月28日 まで				
発 注 業 種	しゅんせつ				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	5,845,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	無				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	無				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091603

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営芸地第46号 上ノ段共同作業所耐震補強工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町雲林院		地内		
工 事 概 要	改修(耐震補強) 作業所 鉄骨造平家建 延面積210m2 保管庫A 鉄骨造平家建 延面積104m2 ※上記に係る建築工事等 一式 保管庫B 鉄骨造2階建 延面積244m2				
工 期	契約締結の日から 平成26年12月15日 まで				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】D・C・B・A	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】D	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	3,140,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091604

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営芸地第45号 河原新田共同作業所耐震補強工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町雲林院		地内		
工 事 概 要	改修(耐震補強) 作業所B 鉄骨造2階建 延面積35m2 ※上記に係る建築工事等 一式				
工 期	契約締結の日から 平成26年12月15日 まで				
発 注 業 種	建築一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】D・C・B・A	
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】D	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	4,503,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091605

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成２６年度営教総第４７号 津市立安濃小学校ほか２校図書室空調設備設置工事				
工 事 場 所	津市 安濃町内多ほか２町		地内		
工 事 概 要	安濃小学校空調設備設置 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW １組 村主小学校空調設備設置 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW １組 ※上記に係る機械設備工事 一式 明合小学校空調設備設置 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW １組				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月15日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】Ｂ・Ａ	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】Ｂ・Ａ	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｂ	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	7,191,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091606

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成26年度下建道新第1号 野村小野辺2号線道路改良工事			
工 事 場 所	津市 久居小野辺町及び久居野村町 地内			
工 事 概 要	側溝工 31m 路側防護柵工 35m 表層 111m ²			
工 期	契約締結の日から 平成27年1月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,928,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091607

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北道維第24号 美里町穴倉及び美里町平木地内道路修繕工事			
工 事 場 所	津市 美里町穴倉及び美里町平木 地内			
工 事 概 要	コンクリートブロック工 62m2			
工 期	契約締結の日から 平成27年1月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】美里	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・安濃	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,029,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091608

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北道維第25号 神戸地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 神戸		地内		
工 事 概 要	側溝工 63m 集水桝・マンホール工 2箇所 表層 102m2				
工 期	契約締結の日から 平成26年12月3日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前10時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	2,355,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091609

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成26年度南道維第23号 雲出伊倉津町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 雲出伊倉津町		地内		
工 事 概 要	側溝工 89m 表層 1,327m ²				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月16日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	6,967,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091610

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北道維第21号 納所町ほか2町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 納所町ほか2町		地内		
工 事 概 要	側溝工 170m 集水桝・マンホール工 5箇所 表層 179m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月23日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前10時45分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	7,522,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091611

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成26年度下建管公第4号 雲出長常町地内下水道管更生工事			
工 事 場 所	津市 雲出長常町		地内	
工 事 概 要	本管部分補修工 既設管径200mm 9箇所 支管一体部分補修工 既設管径200ー150mm 9箇所 本管口Vカット補修工 既設管径200mm 1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成26年11月21日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
		専門技術者	下水道管部分補修工法の施工技術の認定証等を有する者 (主任技術者・現場代理人と兼務可)	
その他要件	・平成26年度格付区分等業者一覧(土木一式)に登載されていること ・下水道管部分補修工法 ((公財) 日本下水道新技術機構による技術審査・証明を得ている工法のうち、当該工事の管径及び施工条件等に対応できる工法に限る。) の協会員であること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96ー1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059ー229ー3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前11時00分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	2,302,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091612

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営教白第48号 津市元取公民館別棟解体工事			
工 事 場 所	津市 白山町城立	地内		
工 事 概 要	解体 元取公民館別棟 木造2階建 延面積373m ² 設備小屋、外構 ※上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成26年12月12日 まで			
発 注 業 種	とび・土工・コンクリート			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり とび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事などに含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,295,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091613

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道施設課
工 事 名	平成25年度下施公第1号 津第3－2処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋一丁目		地内	
工 事 概 要	マンホールポンプ設置 一式 水中ポンプ 口径65mm 出力0.75kW 2台			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月7日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された口径50mm以上の汚水ポンプの製作又は据付工事		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日～平成25年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年9月26日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月19日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成26年9月24日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成26年9月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月1日 午前11時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	7,529,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091614

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成26年度南道維第24号 戸木町地内道路修繕(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 戸木町	地内		
工 事 概 要	表層 1,660m ² 側溝工 83m			
工 期	契約締結の日から 平成27年1月16日 まで			
発 注 業 種	ほ装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	10,086,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091615

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成26年度南道維環第4号 元町井戸山1号線ほか3線道路整備工事				
工 事 場 所	津市 久居元町		地内		
工 事 概 要	側溝工 447m 表層 926m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・白山	【格付】C・B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉	【格付】C	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	18,349,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091616

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	名松線復旧推進室	
工 事 名	平成26年度名復第3号 名松線復旧関係事業美杉町竹原地内水路整備工事（その2）			
工 事 場 所	津市 美杉町竹原 地内			
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 26m 側溝工 22m 集水桝・マンホール工 3箇所 場所打擁壁工 28m3 アスファルト舗装工 67m2			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉	【格付】C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	14,466,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091617

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	道路等特定事項推進室	
工 事 名	平成25年度道特補第11号 山口山本線道路改良工事（その6）			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	場所打擁壁工 11m3 コンクリートブロック工 229m2 プレキャストカルバート工 14m 側溝工 178m 集水桝工 6箇所 路側防護柵工 363m			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月18日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉	【格付】C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	21,428,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426091618

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成26年度建整道新第5号 片田田中町地内道路改良工事				
工 事 場 所	津市 片田田中町		地内		
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 173m プレキャストカルバート工 12m 側溝工 33m 管渠工 9m 集水桝・マンホール工 3箇所 表層 695m2 切削オーバーレイ工 133m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月10日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	28,685,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091619

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成26年度南危補第1号 津市防災物流施設整備に伴う造成工事				
工 事 場 所	津市 雲出伊倉津町		地内		
工 事 概 要	盛土工 5,000m3 プレキャスト擁壁工 185m コンクリートブロック工 153m2 側溝工 181m 表層 779m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	41,573,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091620

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成26年度下建公補第21号 栗真町屋排水区排水路整備工事				
工 事 場 所	津市 栗真町屋町		地内		
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 156m 現場打集水榦工 1箇所 管布設工(管径250～450mm) 11m 側溝工 304m 集水榦工 20箇所				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	47,060,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091621

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成26年度下建公補第15号 一色第1処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市 河芸町一色		地内		
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 173m 管推進工(管径200mm) 86m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 7箇所 ます設置工 14箇所				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (主任技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前10時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	48,495,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091622

公 告 日	平成26年9月16日		工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成26年度下建公補第13号 津北部第3-1処理分区公共下水道工事				
工 事 場 所	津市 白塚町		地内		
工 事 概 要	管推進工(管径200～250mm) 205m 組立マンホール工 4箇所				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A1・A2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
		専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (監理技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	57,880,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426091623

公 告 日	平成26年9月16日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営消総第44号 津市中消防署外壁等改修工事			
工 事 場 所	津市 寿町	地内		
工 事 概 要	改修 鉄筋コンクリート造3階建 延面積2,225m ² ※上記に係る塗装工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A 1		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(仕上げ)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月3日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年9月24日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年9月30日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月3日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月8日 午前10時45分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	30,173,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第 1 3 8 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 9 月 8 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 9 月 1 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市芸濃町 林	ミニチュ ア・ダック ス	茶	雌	小型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 3 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 9 月 1 2 日（番号 1）

平成 2 6 年 9 月 1 5 日（番号 2）

2 抑留期間 平成 2 6 年 9 月 2 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市白塚町	チワワ	黒白	雄	小型	9 1 日 以上	首輪なし
2	津市榊原町	雑種	白	雌	中型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 6 年 9 月 1 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋四丁目 2 4 6 0 番、2 4 6 1 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市香良洲町 1 0 6 8 番地 3
みえ不動産活用株式会社
代表取締役 高山 克哉

津市公告第 1 4 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

426092904

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営子推第50号 津市中央保育園便所改修工事			
工 事 場 所	津市 中央	地内		
工 事 概 要	改修(便所改修) 鉄筋コンクリート造2階建 延面積1,096m2 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年3月9日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,918,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092905

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営教総第51号 津市立大里小学校図書室空調設備設置工事				
工 事 場 所	津市 大里窪田町		地内		
工 事 概 要	空調設備設置 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW 1組 ※上記に係る機械設備工事 一式				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月8日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,453,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092906

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	平成26年度住第4号 津市市営高洲町アパート1号館受水槽改修工事			
工 事 場 所	津市 高洲町	地内		
工 事 概 要	受水槽改修 受水槽 FRP製 12m3 1基 揚水ポンプ 2.2kW 2台 ※上記に係る機械設備工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年1月13日 まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	9,221,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092907

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営教総第55号 津市立大三小学校図書室空調設備設置工事				
工 事 場 所	津市 白山町二本木		地内		
工 事 概 要	空調設備設置 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW 1組 ※上記に係る機械設備工事 一式				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月29日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・美杉	【格付】C・B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,465,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092908

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営教総第52号 津市立一志東小学校理科室及び音楽室空調設備設置工事				
工 事 場 所	津市 一志町八太		地内		
工 事 概 要	空調設備設置 天井埋込カセット形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW 1組 ※上記に係る機械設備工事 一式 天井吊形同時ツインエアコン 冷房能力25.0kW 暖房能力28.0kW 1組				
工 期	契約締結の日から 平成27年1月22日 まで				
発 注 業 種	管				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志	【格付】C・B・A	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・白山・美杉	【格付】C・B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	4,082,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092909

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成26年度南道維第25号 白山町二本木地内道路修繕工事（その2）			
工 事 場 所	津市 白山町二本木	地内		
工 事 概 要	コンクリートブロック工 53m2 場所打擁壁工 7m3 表層 59m2			
工 期	契約締結の日から 平成27年1月23日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	5,518,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092910

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北道維第28号 栗真町屋町及び白塚町地内道路修繕工事				
工 事 場 所	津市 栗真町屋町及び白塚町 地内				
工 事 概 要	側溝工 132m 集水桝・マンホール工 1箇所 表層 786m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月6日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	7,247,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092911

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北道維第27号 河芸町千里ヶ丘ほか2町地内道路修繕工事				
工事場所	津市 河芸町千里ヶ丘ほか2町		地内		
工事概要	側溝工 79m 管渠工 45m 集水桝・マンホール工 11箇所 表層 285m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月18日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】芸濃・美里・安濃	【格付】D	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成26年10月10日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成26年10月15日 午前10時15分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	8,240,000 円（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092912

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	平成26年度住補第3号 津市市営北口団地B外壁等改修工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町	地内		
工 事 概 要	改修 鉄筋コンクリート造3階建 延面積740m2 ※上記に係る塗装工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月9日 まで			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前10時25分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	8,186,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092913

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営一地第54号 津市とことめの里一志屋上防水改修工事			
工 事 場 所	津市 一志町井関	地内		
工 事 概 要	改修(防水改修) 一志温泉 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平家建 延面積1,455m2 ※上記に係る防水工事 一式			
工 期	契約締結の日から 平成26年12月12日 まで			
発 注 業 種	防水			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前10時35分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,528,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092914

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	道路等特定事項推進室	
工 事 名	平成26年度道特第8号 美杉町下之川地内道路整備（植栽）工事				
工 事 場 所	津市 美杉町下之川		地内		
工 事 概 要	道路植栽工 43本 樹木養生工 1,070m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月6日 まで				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉・久居・一志・白山	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月10日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月2日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年10月7日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年10月10日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月15日 午前10時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	8,728,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092916

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	平成26年度営ス振第53号 津市一志体育館天井改修工事			
工 事 場 所	津市 一志町高野 地内			
工 事 概 要	改修(天井改修) 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建 延面積2,833m2 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】C・B・A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】C・B・A
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	13,199,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092917

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成25年度下建公補第44号 津第3－2処理分区公共下水道工事(その2)			
工 事 場 所	津市 高茶屋一丁目		地内	
工 事 概 要	管布設工(管径75～200mm) 92m 組立マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	10,776,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092918

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成26年度北河維第1号 準用河川小川改修工事				
工 事 場 所	津市 半田		地内		
工 事 概 要	コンクリートブロック工 255m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月18日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前9時25分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	18,421,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092919

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成26年度建整道新補第3号 大角茅刈線道路改良工事				
工 事 場 所	津市 白山町川口		地内		
工 事 概 要	プレキャスト擁壁工 186m 側溝工 43m 管渠工 4m 集水桝・マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月10日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】C・B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】一志・美杉	【格付】C・B	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居	【格付】C	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	17,121,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092920

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	新最終処分場建設推進課	
工 事 名	平成26年度環新第2号 美杉町下之川地内住民交流施設造成工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	盛土工 2,800m3 コンクリートブロック工 62m2 水路工 41m			
工 期	契約締結の日から 平成27年2月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	13,937,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092921

公 告 日	平成26年9月29日	工 事 担 当 課	道路等特定事項推進室	
工 事 名	平成26年度道特補第5号 山口山本線道路改良工事（その4）			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	場所打擁壁工 105m3 補強土壁工 75m2 側溝工 162m 集水桝・マンホール工 6箇所			
工 期	契約締結の日から 平成27年3月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉	【格付】B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】B・A2
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	40,244,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

426092922

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成２６年度南河維第１号 高郷井排水路改修工事				
工 事 場 所	津市 高茶屋二丁目		地内		
工 事 概 要	場所打擁壁工 124m3 側溝工 171m 表層 147m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月6日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｂ・Ａ２	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－１ TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	32,874,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092923

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成26年度農基第1号 垂水地内水路改修工事				
工 事 場 所	津市 垂水		地内		
工 事 概 要	プレキャスト水路工 65.7m 現場打水路工 170.6m 防水工 128.2m2 プレキャストマンホール工 1箇所 表層 209m2 コンクリートブロック工 9m2				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月14日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 Tel059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	37,477,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092924

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成26年度建整こ支第1号 (仮称) げいのう わんぱく外構工事				
工 事 場 所	津市 芸濃町椋本		地内		
工 事 概 要	園路縁石工 426m 階段工 1式 遊具組立設置工 1基 ベンチ・テーブル工 25基 シェルター工 1基		側溝工 10m アスファルト舗装工 197m2 アスファルト系舗装工 343m2 コンクリート系舗装工 25m2 樹脂系舗装工 57m2		
工 期	契約締結の日から 平成27年3月20日 まで				
発 注 業 種	造園				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級造園施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成26年10月7日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成26年10月17日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成26年10月22日 午前10時30分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室				
予 定 価 格	25,973,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

事後審査型条件付一般競争入札

426092925

公 告 日	平成26年9月29日		工 事 担 当 課	水産振興室	
工 事 名	平成25年度水振補第4号 香良洲漁港北防波堤延伸工事（その2）				
工事場所	津市 香良洲町		地先		
工事概要	被覆ブロック工 162個 上部コンクリート工 452m3				
工 期	契約締結の日から 平成27年2月27日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	三重県内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
		【ブロック】	【地区】		【格付】
	同種工事实績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 土木一式工事で発注された防波堤築造工事等で海上作業（作業船（起重機船）を使用して構造物の築造、据付を行う工種を含む工事）による工事で、契約金額が2,300万円以上（共同企業体による工事の場合は、出資比率20%以上とする。）			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又は同等以上の者（専任配置）		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成24年10月1日～平成25年9月30日）				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成26年10月17日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成26年10月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	平成26年10月14日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成26年10月17日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成26年10月22日 午前10時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	25,652,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

津市公告第 1 4 2 号

土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 3 5 条第 4 項の規定に基づき、次の者を津都市計画事業津駅前北部土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人と定めましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏名又は名称	住所又は所在地
大 森 芳 二	津市長岡町 3 0 0 8 番地 1
前 田 和 男	津市栄町四丁目 6 9 番地
篠 原 吉 夫	津市栄町四丁目 1 3 3 番地
紀 平 郁 夫	津市上浜町一丁目 1 4 4 番地
永 田 正 博	津市上浜町一丁目 2 6 番地
公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町一丁目 6 番 1
和光産業 有限会社	亀山市本丸町 5 7 9 番地の 1 1

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

名 称	所 在 地
株式会社 別 府 商 店	津市上浜町一丁目 1 7 9 番地

津市公告第 1 4 3 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 9 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 9 月 1 9 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市一志町 其倉	雑種	茶白	雄	中型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市教育委員会訓令第4号

教育委員会

津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程を次のように定める。

平成26年9月29日

津市教育委員会教育長 石 川 博 之

津市幼稚園教諭試験選考委員会設置規程

(設置)

第1条 本市の幼稚園教諭に係る競争試験又は選考を行うため、津市幼稚園教諭試験選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、本市の幼稚園教諭に係る競争試験又は選考に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長は教育次長をもって充て、委員は職員のうちから教育委員会が任命する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育委員会の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書記)

第5条 委員会に書記若干人を置く。

2 書記は、職員のうちから、委員長が任命する。

3 書記は、委員長の命を受けて、委員会の事務に従事する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第14号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成26年9月25日

津市教育委員会

委員長 石 井 雅 子

- 1 招集の日時 平成26年9月26日（金） 午後4時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 平成26年度津市教育功労者表彰について